

| | | | | |
|------------------------|----------------------------|---------|--------------------------|---------|
| | 新潟市教育委員会 平成25年2月 定例会会議録 | | | |
| 日 時 | 平成25年2月19日(木) 午後2時00分 | | | |
| 場 所 | 市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室 | | | |
| 出席委員 (6名) | 小 嶋 委員長 | 欠席委員 | | |
| | 齋 藤 委 員 | | | |
| | 佐 藤 委 員 | | | |
| | 沢 野 委 員 | | | |
| | 吉 村 委 員 | | | |
| | 阿 部 教育長 | | | |
| 会議に出席 した職員 (19名) | 職・氏 名 | | 職・氏 名 | |
| | 教 育 次 長 | 大塚 俊明 | 総 合 教 育 センター所長補佐 | 木 澤 英 二 |
| | 教 育 次 長 | 白井 裕司 | 学校支援課長 | 高 橋 恒 彦 |
| | 教 育 次 長 中央図書館長 | 三保 恵美子 | 地域と学校ふれ あい推進課長 | 河 内 一 美 |
| | 教育総務課長 | 岩名 俊明 | 生涯学習センタ ー 次 長 | 宮 本 周 英 |
| | 教 育 政 策 担 当 課 長 | 上 所 隆 | 中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長 | 松 原 伸 直 |
| | 学 務 課 長 | 高 橋 豊 | 中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長 | 山 下 洋 子 |
| | 施 設 課 長 | 本 間 寿 晴 | | |
| | 保 健 給 食 課 長 | 水 野 利 数 | | |
| | 生涯学習課長 | 鈴 木 緑 | 教 育 総 務 課 課 長 補 佐 | 小 関 洋 |
| | 教 職 員 課 長 | 高 居 和 夫 | 教育総務課主査 | 石 田 貴 宏 |
| その他の 出席者 (名) | | | | |
| | | | | |

| | | |
|--------------|----------|--|
| 開会 | 時刻 | 午後 2時00分 |
| | 宣言者 | 委員長 |
| 付議事件 (2件) | 議案番号 | 件 名 |
| | 議案第 22 号 | 平成 25 年 2 月議会定例会の議案について (1) 平成 24 年度新潟市一般会計補正予算について (2) 平成 25 年度新潟市一般会計予算について (3) 新潟市学校給食センター条例の一部改正について (4) 新潟市立中学校条例の一部改正について (5) 新潟市公民館条例の一部改正について |
| | 議案第 23 号 | 市立小・中・中等教育・特別支援・高等学校の校長の人事について |
| 報告 (1件) | 記号 | 件 名 |
| | | 学校における食物アレルギー対応について |
| 協議題 (0件) | 記号 | 件 名 |
| | | |

第1 開会宣言

- 委員長 午後2時00分開会を宣言する。
これより、2月の教育委員会定例会を開催いたします。

第2 会議録署名委員の指名

- 委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に吉村委員及び齋藤委員を指名します。

第3 付議事件

- 委員長 これより付議事件に入ります。
議案第22号「平成25年2月議会定例会の議案について(1)平成24年度新潟市一般会計補正予算について」施設課長から説明をお願いいたします。

- 施設課長 本議案の内容といたしましては、1月に事前の情報提供として説明しました国の経済危機対応、地域活性化予備費等の活用第2弾の他、それ以降に、新政権としての大型補正を受けて取りまとめたもの、二つになります。これらはいずれも文部科学省所管の学校施設、環境改善交付金の追加交付を受けて実施となります。ちなみに、1ページの「1 学校施設の耐震化の促進」と、「3 安全で快適な学校環境の整備」、こちらが1月に事前情報提供したものであり、「2 計画的な建替え(改築)」は、今回新たに追加した項目となります。順に内容をご説明します。

一つ目となりますが、学校施設の耐震化を促進するため平成25年度以降に実施を予定しておりました小中学校の耐震補強工事にかかる予算を前倒しにして着手させていただきたき、これに伴う歳出予算を増額補正するものです。これについては、全額の繰越明許費を設定いたします。内訳につきましては、小学校4校、濁川、亀田、新津第三、五十嵐各小学校、それから、中学校2校、濁川、石山各中学校で実施するものです。補正額は記載のとおりとなっております。

二つ目は計画的な建替えの項目です。こちらは平成25年度当初予算に計上予定しておりました校舎、屋内体育館などの改築及び武道場建設の予算を前倒しして、財源を早期に確保し、計画的に事業を推進するために、これに伴う歳出予算を増額補正するものです。校舎、屋内体育館などの改築予算については、継続費の新規設定及び年割額の変更を、武道場の建設予算につきましては、全額の繰越明許費の設定をいたしました。内訳については、改築事業は小学校3校、下山、沼垂、金津各小学校、中学校4校、新津第一、新津第二、岩室、中之口各中学校で、武道場建設事業は中学校2校、岡方、小合各中学校で実施する

ものです。補正額は記載のとおりとなります。

最後に、安全で快適な学校環境の整備の項目です。これは平成25年度に予定しておりました大規模改造工事、さらには、翌年平成26年度に予定しておりましたトイレ省エネルギー設備改修かかる予算を前倒しし、これに伴う歳出予算を増額補正するものです。これについては、全額の繰越明許費の設定をいたします。内訳については大規模改造工事は小学校8校、葛塚東、竹尾、南中野山、金津、矢代田、西内野、東青山、巻南各小学校、それから、中学校4校、大形、白根第一、小新、巻東各中学校及び高志中等教育学校1校です。また、トイレ省エネルギー設備改修は小学校3校、小林、新田、赤塚の小学校、中学校2校、早通、内野各中学校で実施するものです。補正額は記載のとおりとなります。

項目ごとの説明は以上ですが、これらにより来年度の耐震補強工事、校舎、屋内体育館の改築工事、武道場建設工事及び大規模改造工事を確実に実施し、安心安全な教育環境の整備、また、老朽改修による教育環境の改善を図るとともに、早期の事業着手により地域経済の活性化に寄与できるものと考えております。また、歳入につきましても、歳出予算に合わせた主要額増額補正するものとなります。内訳及び金額につきましては、記載のとおりとなりますので、省略いたします。

以上で、施設課の説明を終わらせていただきます。

○委員長

今ほどの説明につきまして、意見、質問のある方は挙手をお願いいたします。

○佐藤委員

3番目の安全で快適な学校環境の整備の説明の中で、トイレ省エネルギーに対する予算とおっしゃったのですが、この省エネルギーというのはソーラーパネルだけですか。その他の省エネルギーに関する何か設置とかそういったもののお考えですか。

○施設課長

LEDを使いました照明とか、自動的に水を流すようなそういったものとなります。

○佐藤委員

発電ではなくて、そっちのほうですね。

○施設課長

こちらの補正予算につきましてはそういったものです。節水型の便器とかそういったものです。

○委員長

ほかにどなたかありませんでしょうか。

武道場というのは2か所ということなのですが、どこどこですか。

○施設課長

岡方中学校と小合中学校になります。

○委員長

あと武道場の建設が完了していない学校はどこですか。

| | |
|-------|--|
| ○施設課長 | 今回、岡方中学校と小合中学校につきまして建設いたしますけれども、その他に、ただ今すでにやっております新津第二中学校でも他の工事にあわせて建設いたします。さらにその後2か所、中之口中学校と岩室中学校につきましても建設を予定しております、それですべてカバーする予定であります。 |
| ○齋藤委員 | 武道場というのは具体的にどのような施設なのですか。改めて教えてください。体育館とは違うのですよね。 |
| ○施設課長 | 体育館とは別に、柔道または剣道等を行う施設になります。学校によりまして、特にそれを選ぶこともできます。今ほど申し上げました岡方中学校と小合中学校につきましては、柔道が行われる施設になります。 |
| ○齋藤委員 | 今、ご紹介いただいたのは、今度予算をあげているということは、ほかの学校はみんなあるということですか。 |
| ○施設課長 | そのとおりとなります。何らかの形で武道場があったり、武道コーナーというような形でも実施できるようになっております。 |
| ○沢野委員 | 武道場に着手されているということですが、いつごろ完成予定というのはありますか。 |
| ○施設課長 | これは年度内に、岡方中学校、小合中学校につきましては、平成25年度中完成でとなっております。 |
| ○委員長 | 3段目の安全で快適な学校環境の整備ということですが、安心安全ということは非常に重要だと思います。今後さらに、新潟市は防災に力を入れて、第一に優先に考えていくということですので、ぜひともその旨のことを考慮しながら整備を図っていただきたいと考えております。 |
| ○佐藤委員 | 1の耐震化補強事業なのですけども、これは診断をしてプライオリティーをつけて順番にやっていくわけですが、これで前倒しになると、全設備の耐震化の補強事業工事というのはどのくらい早まるのですか。いつごろでほぼ完了するのでしょうか。 |
| ○施設課長 | すべての完了はやはり平成27年度になります。 |
| ○佐藤委員 | まだ2年ありますね。 |
| ○施設課長 | もう一つ付け加えますけれども、耐震だけで工事が終わるものが、平成25年度中に終了いたします。ただ、それ以外に改築でも建て替えるようなものは数年計画でやらざるを得ませんので、すべて終了は平成27年度を予定しております。 |
| ○佐藤委員 | 万が一地震が起きたときは、何とかなるということですか。 |
| ○施設課長 | 平成25年度内には相当に整備できるものと考えておりますけれども、建物棟数でいいますと9割を超えてはおりますが、まだ残っているものもあります。 |

| | |
|---------|--|
| ○佐藤委員 | <p>万が一地震が起きたときに子どもたちの安全を確保する対策だけはきちんと、もう一回再度お願いをしたいと思います。その辺のところもほかの部署と一緒によくやっていただきたいと思います。</p> |
| ○施設課長 | <p>運用の中で、学校の中で最初にはどう動くか、そういったものを検討していると思います。</p> |
| ○委員長 | <p>よろしいですか。では、今の議案第 22 号については、それでは承認とします。</p> <p>続きまして、「(2)平成 25 年度新潟市一般会計予算について」白井教育次長、大塚教育次長、三保教育次長という順に説明をいただきまして、最後に審議いたします。</p> <p>まず、白井教育次長、説明をお願いいたします。</p> |
| ○白井教育次長 | <p>平成 25 年度当初予算総括表をご覧ください。教育委員会全体の歳入・歳出予算ですが、歳入が 16 億 441 万 2,000 円、歳出が 215 億 5,101 万 4,000 円となっております。公民館使用料や公民館維持管理費等が各区役所の総務課から所管替えされたため、中央公民館が歳入、歳出ともに増額となっている他、新津図書館の建設費の増やそれに伴う起債の増によりまして、中央図書館でも歳入、歳出共に増額となっております。一方で、先ほど施設課長が説明したとおり、2 月議会の平成 24 年度補正予算へ平成 25 年度分を前倒しして計上している事業がありますので、施設課分といたしましては、歳入、歳出ともに大きく減額となっております。そのほか、各所属の予算状況につきましてはご覧のとおりとなります。</p> <p>続きまして、主な事業の概要についてご説明申し上げます。私からは担当であります学校管理、生涯学習関係の事業についてご説明を申し上げます。これから申し上げるページの番号につきましては、下のページではなく、説明書の右上の番号をページと読み変えて説明させていただきます。</p> <p>1 ページ、教育ビジョンの適正な推進では、後期実施計画に盛り込まれました施策を着実に実行するため、適切な施策評価を通じて、教育ビジョンの進行管理を行ってまいります。次の特別支援教育の充実につきましては、引き続き小中学校の特別支援学級及び通常学級に介助員を配置して、障がいのある児童生徒の学校生活を支援してまいります。その下の就学援助事業につきましては、引き続き一定の所得基準に該当する方への助成を実施してまいります。また、東日本大震災による本市への避難者で、経済的に就学が困難な方に対して避難者就学援助事業を継続して実施してまいります。そのほかの学務課所管の主</p> |

な事業といたしましては、1ページの下段から2ページに記載のとおりとなっております。

次の3ページからは学校施設関係となります。まず、指定避難所耐震補強事業では、指定避難所になっている学校施設において、落下した場合に大きな事故が起こりやすい屋内体育館の天井等について、耐震対策が必要かどうか調査を行います。次の学校改築事業につきましては、ほとんどが複数年の継続事業となっております。平成25年度に新規に着手する事業といたしましては、6ページに飛んでいただき、中段に記載されております中之口中学校改築になります。また、7ページの1番上になりますが、今後の改築に向けて小学校2校で実施設計を行うほか、給食室増築に向けた実施設計を小学校1校で行います。その下の大規模改造事業では、今後の大規模改造に向けて合わせて13の学校・園で実施設計を行います。次の児童急増対策事業では、児童の急増が見込まれる新通小学校において、プレハブ校舎をリースし、不足教室の解消と教育環境の向上を図ります。その下の学校施設エコスクール化推進事業では、太陽光発電及び蓄電池設備設置など、小・中7校でエコスクール化を推進します。

続きまして、学校保健関係となります。8ページをご覧ください。学校医の配置・各種健康診断事業や9ページの一番上の段、児童生徒の生活習慣病予防対策事業を引き続き行い、市立学校・園の幼児、児童、生徒の疾病の早期発見や予防、健康の保持・増進に努めます。学校給食関係では、引き続き食育の推進を図ると共に、給食施設の老朽化等による施設の改修や、備品、器具類の更新を行うなど、安心安全な給食の提供に努めてまいります。

9ページの1番下からが、生涯学習関係になりますが、今後の生涯学習推進の基礎的な資料として活用するため、生涯学習調査研究事業として市民意識調査を行います。次のページの上から二つめの項目につきましては、青少年の非行等への対応といたしまして、青少年育成員を配置し、繁華街などでの巡回や青少年への声かけを行う街頭育成活動を引き続き実施いたします。また、その下の若者支援事業では、若者支援センターで相談業務や居場所の運営を行うほか、若者の自立や社会参画を支援する事業を行います。

私からは以上となります。

○委員長

続きまして、大塚教育次長お願いいたします。

○大塚教育次長

続きまして、学校教育・地域連携担当より所管の事業につき

ましてご説明申し上げます。

11 ページをご覧ください。教職員関係といたしましては、教職員の多忙化解消対策を引き続き推進するとともに、教職員の採用、管理職の登用など適切に実施をしております。教職員の研修につきましては、ページの下段になりますが、教師力の一層の向上を目指して、学校現場のニーズに合致した研修を推進していくと共に、若手教師道場やマイスター養成塾などの研修講座の質を高め、より充実を図っております。

12 ページからは、学校教育に関する事業であります。新年度も引き続き基礎学力の向上などに重点的に取り組んでまいります。12 ページの下から3番目に記載の学力向上対策事業では、平成25年度は国が市内全校で学力実態調査を行いますので、全国学力調査では実施していない教科の学力調査を行い、児童、生徒一人一人及び各学校の学力実態の把握に努めてまいります。また、基礎的、基本的な知識定着のために行っています、単元評価問題廃止や学習支援員の活用もさらに使ってまいります。

続きまして、13 ページをご覧ください。上から2番目のカウンセラー等活用事業では、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣して、いじめや非行等の問題行動や不登校の解消を図っております。また、東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケアにも必要に応じてスクールカウンセラーを派遣いたします。

14 ページ下から2番目の発達障がい等サポート事業では、引き続き小学校低学年の特別支援学級の対象とならない発達障がい児への指導・支援体制のために、大学教授等と連携し、専門家を学校に派遣しております。平成25年度はこの事業のまとめとして、事例をまとめると共に報告会を開催する予定です。また、幼稚園・保育園向けの研修会を実施し、発達障がい児の早期発見、小学校入学後の問題提言を図っております。

15 ページをご覧ください。次に地域連携となりますが、地域と学校パートナーシップ事業では、平成19年度から地域教育コーディネーターを学校に配置し、人づくり、地域づくり、学校づくりを推進しております。平成25年度は地域教育コーディネーターを新たに15校配置し、市内全小・中学校・中等教育学校・東・西特別支援学校の173校で実施をいたします。また、その下のふれあいスクール事業についても、新たに5校拡充し62校で実施をいたします。

16 ページをご覧ください。地域と学校ドリームプロジェクト

支援事業では、「地域と共に歩む学校づくり」をさらに推進するため、選考委員会の審査を経て認定された 30 校に対して支援を行い、特色ある取り組みや先進的な取り組みが市内の学校に広がるよう進めてまいります。

学校教育・地域連携関係の事業につきましては以上となります。

○委員長

続きまして、三保教育次長に説明をお願いいたします。

○三保教育次長

最後に、生涯学習センター、公民館及び図書館担当より関係事業についてご説明申し上げます。

16 ページをご覧ください。はじめに生涯学習センター所管の事業となりますが、市民の高度で専門的な学習ニーズに応えるための、にいがた市民大学開設事業を引き続き実施すると共に、家庭教育に関する学習の場を提供する家庭教育振興事業では、「朝ごはん料理講習会」及び「子育て学習出前講座」を実施してまいります。

次のページをご覧ください。公民館所管の事業についてご説明いたします。地域コミュニティ活動活性化支援事業では、公民館と地域コミュニティ協議会や社会福祉協議会等の地域団体が連携をして、地域課題解決のために必要な事業や地域を担う人材の育成を実施することにより、地域活動の活性化を支援してまいります。また、コミュニティコーディネーターの育成講座を各区で実施してまいります。このほか、公民館における家庭教育振興事業や地域学振興事業につきましても、引き続き実施してまいります。

最後に 18 ページ、中央図書館所管の事業についてご説明申し上げます。読書普及事業では、中央図書館をはじめ各地区図書館において、市民の生涯学習を支援するため、引き続き幅広い資料を収集すると共に、対面朗読ボランティア養成講座などの各種講座や行事を開催する他、障がい等により来館が困難な市民に対する図書や視聴覚資料の宅配サービスを継続して実施してまいります。中ほどの子どもの読書環境の整備事業では、平成 23 年度より実施しているブックスタート事業を継続して行うほか、子どもや親子を対象として講演会、映写会などを開催するなど、子どもの読書活動を推進してまいります。また、1 番下になりますが、生涯学習施設整備事業として、合併建設計画である新津図書館改築事業において、平成 24 年度から 2 か年継続で実施している建設工事を引き続き行い、平成 26 年度の開館を目指し整備を行います。

以上となります。

| | |
|---------|---|
| ○委員長 | 今ほどの3教育次長の説明に対しまして、意見、質問のある方は挙手をお願いいたします。 |
| ○吉村委員 | <p>学校支援課所管の件について、担当者からご説明をいただければと思いますが、No.14の資料に基づいたものでありますが、下から2段目の発達障がい等のサポート事業の中の、先ほど次長さんからご説明がありました、幼稚園・保育園向けへの研修の実施。この件につきまして、ご承知のように発達障がいへの対応というのは非常に急がれているし、心配されている事業なのですが、保育園はともかく幼稚園というのはどの範囲までの幼稚園を指すのかをまず知りたいと思います。どの範囲というのは市内に存在するすべての幼稚園まで手が伸びるのか、市立幼稚園かという意味であります。</p> <p>2点目は研修の実施ですが、概要でよろしいですので、どの程度までのことを予定しているのか。以上2点です。</p> |
| ○学校支援課長 | <p>幼稚園、保育園については、基本的に全部ご案内をしています。市立の幼稚園、私立の幼稚園、保育園もご案内はしています。それで希望を募って参加していただくという形になっています。</p> |
| ○吉村委員 | <p>研修を受ける受けないかは、その組織の判断によるということですね。それでは、年に何回くらいできるかなと。</p> |
| ○学校支援課長 | <p>この概要ということでいいますと基本的にはこれまでは年1回やっていました。これまで事例などについて取り上げてご報告をしたり、参加できるような講習会という形になりますが、今年で2年が終わり、来年3年目になりますので、ある程度の成果をまとめたものをご報告できるかなというようなことで、一応区切りをつけたいと考えております。</p> |
| ○吉村委員 | <p>最後に意見いいですか。今日は予算についての説明でありますので、それについては特に私は分かりましたという立場であります。この先を考えても発達障がいに対する早期の手厚い対応、幼児期からというのが非常に重要になってくるという気がいたしますので、今後、教育委員会としてこの早期の発達障がいの対応の予算も含めて、事業内容をぜひ重く検討、実施していただきたいということをお伝えしたいところであります。</p> |
| ○佐藤委員 | <p>No.15の地域と学校パートナーシップ事業についてです。平成25年度でようやくすべての学校に地域教育コーディネーターが配置されます。当然平成19年度からなされている地域教育コーディネーターと、いわゆる来年度就任されるコーディネーターとは相当スキルの差が出てきます。ベテランとビギナーそして中堅どころと。年々やってきましたから当然存在するので</p> |

が。そこでコーディネーターを、どんどんどんどんレベルアップしていく必要があると思います。そういったところで、どのような具体的な施策をお考えになっているかをお聞かせ願えますか。

○地域と学校ふれあい推進課長

ただいまの地域教育コーディネーターの養成、資質向上に関しましてお答えいたします。佐藤委員がご指摘のとおり、地域教育コーディネーターは平成19年度から始まり、来年7年目を迎えます。来年度初めてコーディネーターが配置される15校で、この7年の差は、やはり小学校で言えば1年生と6年生以上の差も中にはあるかもしれません。これまで横の連携ということでは、区単位での自主的なコーディネーター同士の情報交換会をそれぞれの区が主体的に企画して、そこに指導主事が行って指導しております。その中で、ベテランのコーディネーターが新人の皆さんに、これまでの成功例、うまくいかなかったけれども克服した例なども、ピアサポートのような形で紹介し合ってまいりました。当課主催の研修は年4回ほどありますが、これについても来年度はそのような実態を踏まえまして、開始年度といいますか、コーディネーターの任用年数に応じた、要はキャリアの年数に応じた研修会を仕組んでいきたいと考えているところです。

○委員長

そのほかに何かありますでしょうか。

私から、学校支援課長に質問があります。本日、万代長嶺小学校の見学をさせていただいたのですけれども、通級教室というのを皆さんがどの程度認識されているか分からないと思うので、少し説明していただけますか。

○学校支援課長

通級による指導は、学校教育の施行規則に基づいて、小中学校において各教科の授業を通常の学級で受けるとともに。障がいの改善に必要な特別な指導を通級指導教室といった特別の場で受けるといった形をとっています。現在、市内には各区に一つずつ小学校においておりまして、葛塚東小学校、鏡淵小学校、万代長嶺小学校、亀田西小学校、新津第一小学校、白根小学校、内野小学校、巻南小学校の八つ、中学校は今年度より白新中学校に開設をしています。東区のところは今ありませんので、そこを万代長嶺小学校で受けるといったような形になります。その点から中央区に二つというところとなっております。

○沢野委員

すごく素朴な質問です。通級、「通う」に「クラスの級」ですよ。どういう意味があるのかなど。内容はわかったのですけれども、どういう方が通うのかと。それと、担当されている先生は臨床心理士とかの資格がある先生たちがそこに通常おられ

るということでしょうか。

○学校支援課長

通級は言語障がいとか難聴といったようなものが中心だったので、平成 18 年度より自閉症、今、学習障がいが多く出てきていて、いわゆる注意欠陥多動性障がいといったものも入ってきていますので、基本的には特別支援教育についての専門性のある職員が行っています。臨床心理とかそういうものではなくて特別支援教育です。

○沢野委員

分かりました。通級という言葉が分かりにくく、意味合いを理解しにくいのではないかと。

○学校支援課長

その障がいに応じた訓練を兼ねています。

○沢野委員

訓練するところという意味なのですね。

○委員長

この通級という言葉が、どうしてつけられたのかということが分かりにくいと言っているということです。

○学校支援課長

いわゆる法的な整備の中で出てきたもので、全国的にこの名称でやっています。

○委員長

よろしいでしょうか。理解するしかないお答えですけども。全国的にそういう使い方をされているのですね。

○沢野委員

あと 10 ページになるのですが、2 段目の街頭育成活動。青少年の健全育成に関わる問題なのですが、12 期青少年育成員 378 名ということで、これは例年どおりくらいのでしょうか、減っているのでしょうか。あるいは、この中央育成・中学校区育成と二つあるところを十分に補えるくらいの人数なのでしょうか。

○生涯学習課長

人数的には例年と同じ程度の人数になっております。今、中学校区育成は、すべての中学校区で 4 人から 6 人のチームを作って活動をしていただいている状況となっております。

○委員長

そのほかに何かありますでしょうか。

この後、新潟市の連合 P T A の三役との懇談会を予定しています。いろいろな意見が出てくると思います。その時には生涯学習課長と相談させていただきますので、P T A の支援をお願いします。では、議案第 22 号「(2) 平成 25 年度新潟市一般会計予算について」は承認をお願いします。

続きまして、「(3) 新潟市学校給食センター条例の一部改正について」保健給食課お願いいたします。

○保健給食課長

資料の 23 ページを開いてください。まず改正理由になりますが、平成 25 年 4 月 1 日付けで新潟市巻学校給食センターの移転に伴いまして、新潟市学校給食センター条例の新潟市巻学校給食センターの位置変更を行うものです。具体的な変更箇所ですが 26 ページに地図をありますのでご覧ください。今現在、巻南

小学校の敷地に隣接した形で学校給食センターがありますが、次年度の4月1日より道路を挟んで向かい側の箇所に移転新築するものです。条例の改正の内容についてですが、25ページを開いてください。25ページの表は条例の別表になりますが、別表中に各学校給食センターの住所地番が明記されておりますので、移転先の新しい地番に変更するものです。具体的な条文の内容としましては、24ページに記載されておりますが、新潟市学校給食センター条例（平成12年新潟市条例第55号）の別表新潟市学校給食センターの項中「新潟市西蒲区堀山新田1367番地」を「新潟市西蒲区堀山新田1380番地1」に改めるというものとなります。なお、施行日を平成25年4月1日としております。

以上となります。

○委員長

今ほどの説明に意見、質問のあるかたはお願いします。

では、「(3)新潟市学校給食センターの一部条例改正について」は、承認でお願いします。

続きまして、「(4)新潟市中学校条例の一部改正について」教職員課長お願いいたします。

○教職員課長

それでは、27ページをお開きください。二葉中学校と舟栄中学校の統合に伴う新たな学校の校名については、前回の教育委員会定例会で「新潟柳都中学校」と決定していただきました。これにより、必要な中学校条例の改正を行うものですが、具体的には「二葉中学校」の名称及び位置を削除します。また、「舟江中学校」の名称を「新潟柳都中学校」とし、位置は舟栄中学校の校舎を使いますので、そのままとします。施行日は平成26年4月1日となります。なお、参考まで28ページには例規案要綱、そして29ページには議会に提出する議案、30ページには新旧対照表を掲載してあります。

以上で説明は終わりになります。よろしくお願いいたします。

○委員長

この件に関して、承認でよろしいでしょうか。それでは承認いたします。

続きまして、「(5)新潟市公民館条例の一部改正について」中央公民館お願いいたします。

○中央公民館長

それでは、議案の31ページをご覧ください。一つは、新潟市秋葉区にあります新津鉄道資料館2階の新津地区公民館の施設として使用している「多目的ホール1」を、歴史文化課が所管する新津鉄道資料館の活性化基本計画の基づくリニューアルのため、この「多目的ホール1」を新津鉄道資料館の展示ゾーンとすることから、歴史文化課に所管換えすることに伴い、別表

で規定している公民館の使用料を改正するものであります。議案書の 36 ページをご覧ください。新津地区公民館施設配置図であります。上段が新津地区公民館と隣接する新津鉄道資料館 2 階に多目的ホール 1 があります。これを新津鉄道資料館の展示ゾーンとするものであります。1 番下が改正後になります。

また議案書 31 ページの戻っていただきまして、二つ目になります高齢者の生きがい対策として、南区健康福祉課の所管する「陶芸室」及び「陶芸窯場室」の施設が味方地区公民館の敷地内にあります。味方地区公民館が管理することが合理的であり、また、味方地域の住民や利用者団体も合意を得ており、南区健康福祉課から所管換えしたい旨の依頼を受けたことに伴いまして、別表で規定している公民館の使用料を改正するというものであります。議案書の 37 ページお願いいたします。陶芸室・陶芸窯場室配置図であります。南区健康福祉課の所管する陶芸室及び陶芸窯場室の施設を隣接する味方地区公民館へ所管換えするというものであります。

それでは、具体的な条例改正案について説明させていただきます。議案書の 34 ページであります。こちら新旧対照表をご覧ください。各公民館の使用料を規定している別表のうち、新津地区公民館の第 22 表の多目的ホール 1 の項を削り、多目的ホール 2 を多目的ホールに改めるものであります。また、味方地区公民館の第 25 表に 35 ページにありますように、陶芸室と陶芸窯場室を加え、面積に合わせて使用料を設定するもので、平成 24 年 10 月からの公民館使用料統一の考え方にに基づきましております。なお、施行時期につきましては平成 25 年 4 月 1 日としており、以上で当課所管の議案につきまして説明させていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

以上であります。

○委員長

今ほどの説明に質問はありますか。

○吉村委員

少し気持ちを楽にする意味で申し上げますが、31 ページの改正理由のところなのであります。2 項目の段落であります。高齢者の生きがい対策としてという、この生きがい対策という言葉が一般的には、高齢者に向けて頑張ってもらおうということということで、こういう言葉は生きているのだろうと思うのです。しかし高齢者の方に対する生きがい対策というのは、私はひょっとしたら失礼にも当たるのかなというくらいに異様に思えます。単純に平たく、例えばですけど、高齢者の方の意欲的な学習の場としてとか。この方が議案として、私は的確かなと参考意見だけを述べさせていただきたいと思いました。以上で

す。

○委員長

吉村委員から意見が出ています。中央公民館長お願いします。

○中央公民館長

南区にできたときから名称がこのようになっていることから、生きがい対策といった名前が付いております。これから公民館に所管換えになった時には、ご指摘のような学習の場としてということで変更をさせていただきたいと。

○吉村委員

学習かどうかわからないけれども、高齢者の方の生きがいの対策としてというのは、ちょっと条文としてはあまりよろしくないかなという感じがいたしました。

○委員長

皆さん元気で長生きされている関係から、もう一つ高齢者に対する言葉使いというのを、もう少し前向きな感じで捉えて今後はやっていただきたいということだと思っております。お願いいたします。

他にないようであれば、「(5) 新潟市の公民館条例一部改定について」ご承認をお願いいたします。

○佐藤委員

一つ確認ですけれども、生きがい対策という言葉は使わないということを決めないと、これは審議できないのではないですか。

○吉村委員

ほかの委員の方々のご意見も一応伺ってください。私個人的な思いだったかもしれないので。

○阿部教育長

実を言いますと、正式な係の名前として、生きがい対策係とか、前は使っていました。そういうことで、時代の流れもあるので、今ここでこれを使う使わないというのは返事をしにくいかと思うのです。今の趣旨を十分理解して、どういう表現をするか検討させていただいて、吉村委員のおっしゃるような方向にできればいいですね。

○佐藤委員

私も高齢者の生きがい対策にすこし違和感を感じます。ここまでくるとアクティブシニアというのが増えてますからね。

○委員長

では、この件に関して、中央公民館長からまとめていただけますか。

○中央公民館長

今、教育長が申し上げたように、私どもで検討させていただいて、確かに当時は生きがい対策というのは洒落た名前だったかと思うのですけれども、現在ではちょっとあわないような感じを受けています。そういう面から部内の方で検討させていただいて、できるだけ使わないようにしていきたいと思っております。

○委員長

そういうことでよろしいでしょうか。それでは、議案第22号は承認といたします。

議案第23号は人事案件により非公開とします。報告案件終了

後に非公開案件として再開し、審議いたします。

第4 報 告

○委員長

これより報告案件に入ります。

「学校における食物アレルギーの対応について」保健給食課課長お願いいたします。

○保健給食課長

昨年の12月2日に、調布市立富士見台小学校の第5学年の児童が給食を食べた後に体調不良を訴えまして、病院に搬送されましたが搬送先の病院でアナフィラキシーショックの疑いで亡くなるというあってはならない事故が発生したところです。お亡くなりになりました児童にご哀悼の意を表しますと共に、ご遺族に心からお悔やみを申し上げます。こういう悲しい事故がありまして、新潟市のアレルギーにかかる対応ということで、改めてこの場で説明をさせていただきます。

それでは資料40ページを開いてください。まず本市の対応としましては、学校給食法に基づきまして、学校給食実施基準というのがあります。この中に、可能な限り対応に努めてくださいという努力規定がありますので、こういう部分を受けまして、文部科学省で策定されましたマニュアルがあります。それをベースに新潟市独自のアレルギー対応の手引きというものを平成21年に策定いたしまして、全校統一的な対応を図るよう行っておりますけれども、さまざまな給食の設備、例えば給食センターなどがありますので、設備等の制約もあることから、給食の提供方法としましては、除去食対応とか代替食の対応とかお弁当持参とかというふうに、施設に応じた複数の対応の手法を行っております。

では※印の校内アレルギーの対応ということで、まずアレルギー対応は大きく分けて、防ぐ意味での給食での対応と、実際方が一起きないようにそうやっているのですので、起きた時の対応が大きく二つに分かれます。まず事前に防ぐ対応ということで、上の方で、校内アレルギーということで説明します。まず1番目にアレルギー症状を有している対象児童の把握といたしまして、入学時等に学校生活管理指導表というものを、個々の生徒ずつ作成しております。

続きまして、その内容に基づきまして、保護者と養護教諭、栄養教諭、学級担任などを中心といたしましたメンバーで面談を行いまして対応を強化していきます。3番目に校内取り組みということで、その調査票あとまた対応内容等について、学校医、調理員等を含めた対応委員会というものを開催しまして、具体的名対応方針などをここで定めていきます。続きまして、

保護者に通知ということで、その内容を保護者に連絡しまして、すべての教職員にわかるように校内の対象者を一覧表にしまして、周知を図るようにしております。具体的に、その後ですけれども、調理現場での調整ということで、除去食対応、代替食給食対応、弁当対応等、その施設に応じた対応を、また生徒に応じた対応等を行うようにしております。必要に応じてですけれども、保護者との面談を毎月実施する機会を設けているところです。

ここまでは給食での対応になります。万が一、アレルギー反応が出た場合ですが、大きく分けて二つあります。まず重篤なアレルギー症状が発生した時で、本人の反応がある場合ですけれども、まず状況の把握ということで、意識、呼吸、心拍数等を把握しております。状況に応じて救急処置が必要ということであれば、救急要請ということで救急車を呼びます。もし反応などが無いという場合ですけれども、特に重篤なアナフィラキシー症状を有する方というのは、医師の診断に基づきましてエピペンというアナフィラキシーショックが起きた時に対応するような処方薬をお持ち方は、学校に保管していますので、そういう子に関しては疑いがあるかどうかというよりも、これはアレルギーかどうかと迷ったらすぐ打つように指導しておりますので、すぐにエピペン注射をしております。その間に救急要請119番通報しまして、なおかつAEDの実施を行って、救急隊員へ引き継ぐようになっております。

この部分、一応マニュアル通り対応等というのはあるのですけれども、具体的には養護教諭、栄養教諭に関しては年に1回指導者講習といたしますか、講習の機会を設けてやっております。あとは、今日お配りしていないのですけれども、各学校にはアレルギーの対応手引きもありますので、この中にエピペンの注射というものもあります。あと、エピペンの注射1回くらいは誰でもできる仕組みになっていまして、そのまま刺せばいいと。衣服の上からでも大丈夫ですけれども、これは頭でわかっているけれども実際できるか別問題です。貸し出しの練習の注射器の用意がありますので、そういうのを研修期間の時に貸し出し等も実施しております。

右側にアレルギー対応実施校のまとめということで、新潟市は9月末現在ですけれども、概ね給食は、約5万1,000食程度出しておりますけれども、アレルギー対応除去食、代替食、弁当持参、牛乳のみ欠食ということで、これらの対応の実人数として803人ということで、全体的には1.58%程度であります。

以下、小学校・中学校別の割合とか実施校との数になっております。1番最後にエピペンの処方者人数ということで、新潟市内には重篤なアレルギー症状を起こす可能性のある子が20名ほどおります。この子たちに関しては学校の方にエピペンの注射をお持ちいただいて保健室などに保管しておいて、もし症状が発生したときにすぐ打てるような体制をとっております。以上です。

○委員長

実は昨年、調布市の小学校でアレルギーによる死亡事故が起こりました。子どもが、本当に、悲惨な気の毒なことになりました。それをうけて、保健給食課から新潟市の実態と状況を話していただくことにしました。この今の説明につきまして、何か質問等がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員

今までの新潟市のアレルギーをお持ちのお子さんの方で、いわゆる重篤になった例というのはあるのですか。

○保健給食課長

今年度救急搬送に至った件が4件あります。事前にアレルギーを把握している子が運ばれたということではありません。アレルギーの症状は非常に難しく、例えば卵アレルギーとか多いのですが、普段卵を食べて何でもない子が、たまたまかなり激しく運動したとか遊びをしたりして、この二つの要因で初めて発症することもあります。今年度4件あるのですけれども、4件とも家庭も本人もアレルギーの症状の自覚はありませんでした。急に顔が腫れだしたとかじんましんがかなりひどいということで、救急車を呼んだということが4件ありました。

○佐藤委員

突然出てくる。それ予測不可能ですよ。はっきり言う。

○保健給食課長

そうですね。あらかじめ分かっている状況であれば、エピペンとかの対応を用意できるのですけれども、本人も全く自覚なくて初めてという子の救急搬送が非常に多いです。

○佐藤委員

その辺の情報提供というのは常時なされているのですか。その保護者の皆さんとか、それから教員皆さんには。こういうことがあるよというふうなことは。

○保健給食課長

まずアレルギーの反応が起きたときにどうするかという対応というのは、先ほどのマニュアルに基づいてやっていますので、そのアレルギーの発症状況というのはさまざまとなります。なので、アレルギーかどうか疑わしいと断定するよりも、疑わしければ救急車を呼ぶことで対応しているところです。

○委員長

例えば、学校で、保護者や教員を集めて一堂にして、アレルギー反応でこういうことが起こることがあるという話を皆さんにすることはあるのですか。

○保健給食課長

そこまでは私は聞いていません。おそらく教員だけの研修会

といった機会をとらえてやっているのですけれども、保護者を集めて全校集会などでそういう講演をすることは、私は聞いていません。

○佐藤委員

とにかく過去に起きた1年間で4件というのは、アレルギーを認識していない児童がなったわけですね。ということは、保護者も認識していないし担任も認識していないので、そういうことがあるよという情報提供をしておかないと、突然なるわけですね。重篤にならなければいいけど、重篤になった場合は、とにかくエピペン注射をやった方がいいわけですね、その対象者以外でも。その辺はどうなのですか。

○保健給食課長

エピペンの注射というものが、市販的に売っているようなものではなくて、まず医師の処方箋としていただくものですので、仮に学校にエピペンのものがあったとしても、その子しか打てないというものになります。

○佐藤委員

対象者が決まっているということですね。そうすると突然出てきたら。

○吉村委員

基本的にこの食物アレルギーに対しては、国も基準は若干出していますけれども、ほとんど早急に検討しなくてはならないというレベルにいていない。都道府県市町村でも、対応はやっぱり市町村レベルの教育委員会の方でやると。ところが実際は今回確かに命を落としてしまったという事例があるのですが、やはり担当の職員は恐怖の中にいるというのは大袈裟ですけども、食べ物ですからちょっとした隙にふっと食べてしまう。特に小学校の低学年のレベルでは有り得るので。実は大変な問題なのだけれども、どこにもなかなかこれを立ち上げてというものもないし、果たして学校教育の中でそこまで可能なかなという心配もやっぱりあるのですね。

○齋藤委員

確認ですけども、今、エピペン注射というのは、該当チェックされている児童・生徒しか打てないということですか。あなたは該当者に入っていないとか。

○保健給食課長

まずアレルギーの診断を医師の処方に基づいて、まずこういうものを食べればアレルギー反応が出ますよということで出してもらってというのが一つあります。さらに重症とする子には医師の処方箋に基づいたエピペン注射というものの処方してもらえますので、それを学校の方で預かっているという。

○齋藤委員

極端に言えば何種類もあるのですか。度に応じてというか、症状に応じてというか、処方箋により。

○保健給食課長

私は中身がどういうふうに入っているかわかりません。ただ、薬剤としては、反応を抑えるというか、何種類もあるわけでは

ありません。特定の薬剤で、おそらくその子どもの成長に応じた量があるのです。

○齋藤委員

何種類もあるわけですね。例えば学校にいるいろいろな症状の子に。5人いれば5人分あるということですか。分かりやすく言えば。

○委員長

医師の診断を仰いだ子どもの分ということですよ。

○吉村委員

個人個人の対応しかできなくて、AEDみたいに何でもいいから置いておくということが不可能なのですね。

○佐藤委員

今、吉村委員がおっしゃったように、本当に教育現場でこういうことが対応できるのかどうかということです。今回お亡くなりになられたけれども、結局、教員が食べさせたって、教員が悪者になってしまっているわけですよ。果たしてそれが教員の皆さんだけで対応ができるのかというのが、これすごく大きな問題提起だと思うのです。殊、医療行為に関することだし。

○保健給食課長

私の説明が悪かったのですが、まずエピペンを注射するというのは、医療行為かどうかという視点があります。以前は医療行為ということで、学校で対応していなかったのです。けれども、平成21年頃に文部省がマニュアルを整理しまして、継続的であれば医療行為に該当するけれども、緊急避難的なものは、医療行為に該当しないという通知を出しております。その通知に基づいてエピペンを学校で預かっていると伺っております。

○佐藤委員

逆に、突然アレルギーを持っていない子どもがアレルギー反応で重篤になった場合は、学校のエピペン注射を打てるということとはできないですか。

○保健給食課長

できないです。

○佐藤委員

できないのですか。これは法律で決まっているのですか。医療行為ではないということになれば。その辺はすごいグレーゾーンですよ。

○齋藤委員

私はそれを伺いたかったのです。同じ症状だといって打つことはできないわけでしょう。そういう意味で聞いたのです。それぞれの該当者の注射があるということです。救急車を呼ぶしかないのでは。

○吉村委員

なかなか学校レベルでは。本当に急にそういう症状が出た子に、養護教諭が学校で何が起きたか判断できないですね。

○委員長

今日は報告として挙げていただきましたけれども、これはかなり新潟市としても深刻な問題ですので、対策を練っていかなければならない問題だと思います。

○齋藤委員

平成21年12月に全校配布ということでここに書かれています。いただいた報告の中になります。今回またいろいろな事

例が発生したりしているもので、もう一度対処すべきです。変更はなかなかできないと思うのですが、ここの3行目に、設備等の制約があり施設ごとに異なった対応となっていると。この辺のところもしっかり把握していただいて、佐藤委員も言われたのだけれど、こういう事例があるのだよということができるだけ、あまり周りがびくびくして、やっぱり周知というか、知っているということが大事ではないかと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

全国的にもこの研究はされていると思いますので、ぜひそれらも参考にしながらやっていただきたいと思います。

○保健給食課長

本年度、文部科学省の予算にアレルギーに対する対応委員会の設置経費というのがついているそうです。国の動きも注視しながら、その変更内容に伴ってまた新潟市の対応等も考えていこうと思っています。

○佐藤委員

アレルギーを持っている児童というのは増えていきますか。

○保健給食課長

そこは把握できておりません。アレルギー反応と言いますと、子どものころにしょうゆを食べると赤く腫れたというの、これもアレルギー反応になります。どこから統計を取るかという基準があります。新潟市の方で今現在持っているものは、この平成21年度に策定したアレルギーの症状が出ているという申し出に基づいた統計というものはあります。4か年分ですが、その4か年において大きな増減というのは今のところない状況です。

○佐藤委員

私たちが子どものころはなかったですね。

○委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

3月定例会は3月19日（火）午前10時からでお願いしたい。

第6 閉会宣言

○委員長

午後3時35分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員

